

都市ガス供給単価契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、与儀学校給食センターで使用するガスを乙が甲に供給し、甲は乙にその対価を支払うことについて、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- （１）ガスの種類 都市ガス13A
（２）標準熱量 一般ガス導管事業者が定める一般ガス小売供給約款による
（３）供給圧力 低圧
（４）対象メーター ①調理場用（厨房、ボイラー）、②空調用
（５）契約単価 １．基本料金単価（１か月）

区分	単価（円/月）
調理場用（厨房、ボイラー）	●●円
空調用	●●円

２．１立方メートルあたりの基準単位料金（１か月）

区分	単価（円/㎡）
調理場用（厨房、ボイラー）	●●円
空調用	●●円

３．１立方メートルあたりの原料費調整額（１か月）

区分	単価（円/㎡）
調理場用（厨房、ボイラー）	一般ガス導管事業者が適用する金額
空調用	

- （６）契約保証金 那覇市契約規則第30条第1項第12号により免除する
（７）供給期間 令和7年10月分検針終了後から令和9年9月分検針日まで
（８）納入場所 与儀学校給食センター
（９）支払代金は、基本料金+（従量料金単価（基準単位料金±原料費調整額）×使用量㎡）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。なお、1円未満は切り捨てる。

（権利義務譲渡の禁止）

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその債権を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（使用量の増減）

第3条 甲のガス使用量は、予定使用量を上回り、又は下回ることができる。ただし、実績使用量が予定使用量を超過した場合又は満たない場合、乙が定める「供給条件等または約款等」により精算額を請求することができる。

また与儀学校給食センターは、令和7年10月より開所となり、使用期間に開場準備期間も含まれているため実績使用量と予定使用量との差が開く可能性があるため予定使用量は甲乙協議の上で変更できるものとする。

(検針)

第4条 毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

(料金の算定期間)

第5条 料金の算定期間は、原則として前月の検針終了後から当月の検針時までの期間とする。

(料金の請求及び支払)

第6条 乙は、第4条に定めた検針終了後、速やかに第1条の規定に基づき当該月に係る料金を算定し甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書を受領したときは、これを検査の上、受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙に対し支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

4 甲は、乙が定める一般ガス小売契約約款等に基づき支払い方法を定めることが出来る。

(秘密の保持等)

第7条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約に関する事項及び本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。契約期間終了後又は本契約の解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務付けられている場合で、適正な手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することが出来る。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙がガスを供給する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。

(3) 乙が甲に対し、正当な事由がないにもかかわらず、契約の解除を申し出たとき。

(4) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(5) 1号から4号に掲げる場合のほか、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達する事が出来ないと認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、甲の指定する期日までに、当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用量を基に第1条の規定により計算した額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 乙の従事者が、この業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(業務引継に関する留意事項)

第 10 条 本契約の供給期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、乙は甲の求めによることに従い、本契約の業務を甲が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(特約事項)

第 11 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更または解除することができる。

(疑義の決定等)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙